



井上 朗 著

『EU競争法の手続と実務』

公正取引委員会官房国際課長 山田 弘

最近、EU競争法に関する書籍が次々に刊行されている。試しに、インターネットで「EU」又は「EC」、「競争法」というキーワードによって書籍を検索してみると、その多くは2000年代以降に書かれたものであることに気がつくられるであろう。EUでは、1999年に競争担当委員に就任したマリオ・モンティ委員とその後継者であるネリー・クルース委員の時代に競争法体系の全般的な見直しが行われた結果、多くの規則や告示が改正され、加盟国も法の執行に大きく関与することとなったが、同時に、違反行為に対する制裁も厳罰化の方向に進んできた。それに伴い、我が国の企業にも、EU競争法の内容を理解し、対応を誤れば大きな損失が生じるリスクをきちんと認識する必要が生じてきていることは間違いない。

本書は、その意味で、時代の潮流に乗ったものと言えるだろう。しかし、類書の多くが、EU競争法の経緯や法律上の要件といったものに多くのページを割いているのに対し、本書は実用性の高さということに重きを置いている。それは、本書の著者が、競争法をめぐる国際的な事件を多数手がけてきた弁護士であることに由来している。

著者は、日本の法律事務所に勤務した後にアメリカに渡ってニューヨーク州の弁護士登録を行った後に帰国し、今は東京にある外国法事務弁護士事務所に籍を置いている。以前からアメリカ反トラスト法の実務に関する著作は多かったが、最近では、実際に欧州委の調査にかかわった経験を基に、EU競争法の実務に関する著作も多く出すようになってきている。

さて、前述のとおり、本書は、徹底して実用本位に書かれている。序論と第1章こそ、EU競争法に基づく手続とEU競争法の執行機関(欧

州委員会、各加盟国及び裁判所)の概要の紹介に当てられているが、第2章(欧州委員会による調査の端緒)から第11章(欧州司法裁判所における手続)に至るまでの内容は、「ひとたび競争当局による審査の対象となってしまうたら、その企業は当局といかに関係していけばよいのか」という視点で貫かれている。実際、口頭審理(Oral Hearing)の場についての図解(164頁、図表4)など、他書にもあまり例がないのではなかろうか。随所にわたって盛り込まれている体験談や規則・告示類についての詳細な解説、そして豊富な判例など、本書は、EU市場におけるビジネスにかかわりのある企業にとって実に頼りがいのある指南書であるということができよう。

他方、本書におけるEU競争法及び企業結合規則の規定についての紹介は、極めて簡単である。しかし、実用書という性格にかんがみれば、本書が、これらの規定についてそれなりの知識を持った読者を前提としていることは、むしろ当然のことと言わなければならない。

また、EU競争法の手続が、欧州基本権憲章(Charter of Fundamental Rights of the European Union)と整合する形で整備されてきたことも頭に入れておく必要がある。EUでは、競争法違反事件の審査における適正手続がきちんと保障されており、我が国もこれに見習うべきであるといった声も耳にするが、法制度や手続の在り方というものは、その国なり地域における文化的・社会的背景を抜きにしては考えられないのである。

なお、本書が刊行されたのは平成21年11月であるため、競争法の規定はEC条約81条又は82条と表記されているが、これらの規定については、同年12月1日にリスボン条約が発効したことに伴い、それぞれ、EUの機能に関する条約(TFEU)第101条又は第102条と読み替える必要があることを申し添えておく。

(民事法研究会、2009年11月24日、388頁、4,200円)